

第11回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出席表

第11回定例会 令和6年2月28日

開会 14時30分 閉会 16時40分

出席委員
(23名)

会長 依田 繁二	会長代理 船田 寿夫
1 小野澤 文利	14 柳澤 大作
2 笹平 民男	15 上原 真由美
3 檜原 龍太郎	16 北沢 秀則
6 杉田 修司	17 武舎 和久
7 小宮山 信幸	18 山田 貴司
8 保科 正行	推進 上原 敦夫
10 井出 藤男	推進 五十嵐 秀人
11 田口 千秋	推進 伊藤 茂
12 比田井 尚良	推進 白石 文生
13 田中 章	推進 大塚 和信

欠席委員

5 小野 高男

議事録署名委員

6 杉田 修司 7 小宮山 信幸

出席職員
(7名)

農業委員会事務局
事務局長 小林 幸司
事務局次長 小宮山 真二
事務局 小林 誠司
事務局 佐藤 一弥
事務局 黒澤 しほ
事務局 鈴木 優
事務局 小林 千恵美

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について

第7回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館 2階 大会議室

事務局 総会前に農業委員会表彰続いて営農型太陽光発電施設の現地視察お疲れ様でした。ただいまから第11回農業委員会定例総会を始めてさせていただきます。5番の小野委員ですが、都合により欠席ということです。それではまず、開会につきまして船田代理の方からお願いいたします。

会長代理 お疲れ様です。春を思わせるような暖かい日が続いたかと思えますと冬に逆戻りした寒い日が続く、今日この頃です。本日も前段で太陽光の現地調査をしていただきましたが、大変寒い中でした。本日はお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより、第11回定例総会並びに全員協議会を始めさせていただきます。よろしく申し上げます。

事務局 ありがとうございます。続いて依田会長からご挨拶をいただきまして、その後、議事録署名人の指名及び議事進行につきまして会長からお願いいたします。

会長 今日は皆さん寒いところ大変ご苦勞様でした。今年の2月はうるう年ですのであと1日あります。今月の委員会関係の主な行事だけ申し上げます。2日は北御牧地区、7日は柞津地区の地域計画の地区会議を行いました。14日には都市計画審議会、15日は青年等就農計画認定委員会、就農トレーニングセンター運営委員会、16日は第2回東御市農業再生協議会総会、20日は役員会前に農業委員会等に関する法律第38条に基づき農政部会で集約し、定例総会で確認された意見書を市長、副市長、産業経済部長にお渡ししました。その報告をさせていただき定例総会に入ります。本日の議事録署名は6番の杉田修司委員と7番の小宮山信幸委員に申し上げます。

議長（会長） 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について6件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

3-1 ○○番○○、図面は2ページをご覧ください。○○から○○メートルほど北西にある農地です。譲渡人、譲受人ともに○○の方です。譲受人は規模を拡大するため譲渡人から農地を購入するものです。取得

後は、水稻を栽培する予定です。譲受人の自宅から徒歩〇〇分と近い
ため問題ないと判断しました。

3-2 〇〇番、図面は3ページをご覧ください。〇〇地籍にある農地
です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲受人は自宅予定
地の隣接農地について、譲渡人から話があり購入することとなりました。
取得後は、アスパラガス、ミニトマトを栽培する予定です。先月の5条
案件で許可となりました譲受人自宅予定地に隣接しており問題ないと
判断しました。

3-3 〇〇番〇〇他〇〇筆、図面は4ページをご覧ください。〇〇
信号から〇〇メートルほど西側にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲
受人は〇〇の方です。譲受人は、規模を拡大するため譲渡人から農地を
譲り受けるものです。取得後は、新たに棚を立ててブドウを栽培する予
定です。譲受人農地に隣接しており、問題ないと判断しました。

3-4 〇〇番〇〇、図面は5ページをご覧ください。〇〇から〇〇
メートルほど南にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の農
地所有適格法人の方です。譲受人は、規模を拡大するため譲渡人から農
地を購入するものです。取得後は、牧草地として耕作する予定です。譲
受人農地に隣接しており問題ないと判断しました。

3-5 〇〇番〇〇他〇〇筆、図面は6ページをご覧ください。〇〇
から北側にある農地が〇〇筆、南側にある農地が〇〇筆です。譲渡人は
〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲渡人は農地を相続しましたが、維
持管理が困難なため譲受人に譲渡するものです。取得後は、ブロッコリー、
ヘーゼルナッツを栽培する予定です。一部荒廃地の場所がありますが、
復旧計画が出されており4月以降草刈り、伐採、伐根を行い〇〇年後に
農地復旧が完了する予定です。一番遠い農地でも車で〇〇分と近い
ため問題ないと判断しました。

3-6 〇〇番他〇〇筆、図面は7ページをご覧ください。〇〇から
西側にある農地が〇〇筆です。譲渡人、譲受人ともに〇〇の方です。譲
渡人は農地を相続しましたが、維持管理が困難なため譲受人に譲渡する
ものです。取得後は、そば、水稻を栽培する予定です。一番遠い農地
でも徒歩で5分と近い
ため問題ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号1の案件につきまして白石
委員より説明をお願いします。

白石委員

譲受人の〇〇は〇〇の中でも積極的に農地を広げられている〇〇出
身の若い農業者であります。今回、主にブロッコリーを作るということ
で更に買い求めたということです。地元でも〇〇周辺或いは〇〇で、野

菜を中心にワイン用ブドウ等も栽培されています。〇〇歳の時に〇〇の〇〇のところに就職をされて、仕事をされたという経緯の方です。非常に熱心に取り組んでいるということで全く問題はなく、非常に協力的に地元でも活躍をされている方です。むしろ、譲渡人の〇〇ですが、若い方ですが病気で施設にお入りになっているということです。他にも農地或いは山等も所有されているということです。これから先、更に荒れてくることを心配しています。今回の〇〇の取得した土地は、〇〇の隣の〇〇の脇にある田んぼですが、相当荒れていて昨年の調査の時から心配していた場所でありました。ここについては、よかったと思っています。以上ですが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。番号1の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号2の案件につきまして小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 資料は3ページになります。先月、5条申請をした場所と同じ〇〇の農地です。先月申請した場所が薄く台形になっている場所になります。この周辺は譲受人の〇〇の所有地ですが、それに接続した農地が〇〇番で〇〇が譲渡人です。〇〇が新規就農する方で〇〇に、アスパラガスを栽培する予定です。他にこの近くで農地を借りていて、トマト等を栽培する予定になっています。以上ですが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。番号2の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。私から聞きたいのですが、新規就農して何年目ですか。

事務局 回答いたします。現在、譲受人の方の農作業歴〇〇年、そして農業技術就学歴ということで〇〇に〇〇年研修をしていたので、〇〇年目ということになります。

議長（会長） ありがとうございます。〇〇年目ということです。他にご質問あ

りませんか。ないようですので、採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号3の案件につきまして武舎委員より説明をお願いします。

武舎委員 場所は〇〇と〇〇がクロスする〇〇の信号がありますが、〇〇方面に向かって〇〇メートルぐらい進み、下った周辺の土地です。譲渡人の〇〇はもともと〇〇に住んでいて、結婚して〇〇を名乗り今は〇〇に住んでいます。今後、こちらには戻るつもりはないということです。〇〇の〇〇月に〇〇が亡くなり、この土地を相続したが何もしていなかったということです。この土地の近くに譲受人の農地がありブドウを作っているため、柵を横に増設するだけなので譲渡することになりました。何ら問題ないということで判断をいたします。ご審議お願いしたいと思います。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。番号3の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号4の案件につきまして田中委員より説明をお願いします。

田中委員 場所につきましては、5ページの地図を見ていただくと〇〇の道向かいにあたる土地です。譲渡人は〇〇で、〇〇に住み〇〇地区を拠点として営農していますが、圃場が遠いということで効率が悪く〇〇に渡したいという意向であります。譲受人は〇〇、〇〇でブロッコリーと和牛を肥育しています。〇〇頭ほど肥育して、去年は〇〇において優秀賞を受賞しています。地域の酪農家と協力して、堆肥の供給と地域農業に貢献をしていますし、今回の取得地につきましては、隣接している所有地と同様、牧草地にしたいということだそうです。特段問題はないと思いますが、ご審議の方よろしくお願いしたいと思います。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。番号4の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号5の案件につきましても田中委員より説明をお願いします。

田中委員

6ページの地図を見ていただき、〇〇筆は〇〇の集落の周辺に土地があります。譲渡人は〇〇で、現在〇〇にお住まいで農地の管理がすべてできないということです。譲受人の〇〇ですが、以前より〇〇の農地をお借りして耕作をしていました。〇〇は〇〇年前に夫婦で〇〇に移住し、新規就農者としてキュウリ、ブロッコリーを中心に約〇〇アールほどの耕作をしています。現在経営についても順調であり、更に〇〇町歩ほど農地を求めている状況です。今回は譲渡人より借りている農地と荒廃している農地を譲受けます。荒廃している農地は下の方にある〇〇筆で、現在、山林化しているので〇〇年かけて復旧するということですが、もう少しかかるような気がします。そこは伐採をしてヘーゼルナッツを栽培したいという意向です。上の方には〇〇筆ありますが、場所は〇〇ヶ所でここは今までどおり野菜の作付けを予定しているそうです。〇〇は地域の営農活動も大変積極的に参加していますので、特段問題はないと思いますが、ご審議の方よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思ひます。番号5の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号6の案件につきまして小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員

先ほどの申請案件とほぼ同じような場所ですが、〇〇のおよそ南側の農地になります。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇です。すぐ近所の方で自宅の西側になる〇〇番ですが、登記簿上は畑ですが現状は〇〇枚の田んぼになっていて、作付予定も水稲ということです。〇〇番は、〇〇寄りの農地です。特別問題はないと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思ひます。番号6の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。

会長代理

登記上が畑で現況が田ということになっていますが、水利権の問題は

どのようになっていますか。

小宮山委員 水の関係は〇〇の方から、直管で水が来ていてかなり前から田んぼだったと思われませんが、現所有者の〇〇の方で水を利用されていると思います。

議長（会長） よろしいですか。

会長代理 はい。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。それでは次に、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

4-1 〇〇番〇〇他〇〇筆、資料は8ページ、9ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇にある農地です。倉庫、資材置き場敷地の申請です。申請者は〇〇の方で、追認案件です。申請者は、相続により申請地を取得しましたが、すでに資材置き場敷地となっており、土木工事業を行っている申請者が引き続き利用したいとのことで、顛末書を付しての申請となりました。工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

4-2 〇〇番〇〇、資料は10ページ、11ページ、12ページをご覧ください。場所は〇〇の西側にある農地です。貸駐車場敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。申請人は、申請地の他に貸駐車場を経営しており規模拡大を計画するものです。近隣商業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

4-3 〇〇番〇〇、資料は13ページ、14ページをご覧ください。場所は、〇〇の東側にある農地です。住宅敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。申請者は、自身の店舗兼住宅が手狭になったため、申請地に住宅の建築を計画するものです。なお、申請地は令和〇〇年〇〇月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号1の案件につきまして田口委員より説明をお願いします。

田口委員 資料8、9ページをご覧ください。当該地ですが〇〇の信号を約〇〇キロメートル北上し工場団地の中に入り〇〇があり、その周辺です。ご覧のように〇〇との境界の近くに立地しています。申請者は〇〇在住の〇〇、〇〇筆で〇〇平メートル、〇〇年〇〇月に申請地の相続登記を行ったところ、司法書士からの指摘により無断転用であることが判明したということです。申請者情報ですが、平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇の死亡によって相続したということです。〇〇は土木工事業を営んでおり、申請地は〇〇年ほど前から資材を置き始めていたようです。農地転用の手続きは、済ませたと思い込んでいたということです。申請人は現在、会社勤めで正式な手続きをした上で事業を引き継いで小規模土木のみ請負いたいとの意向です。他に代替する土地もないので、許可をお願いしたいということです。周辺農地への影響ですが、東は地区外で山林化して、西は太陽光発電事業を行っていて、北は企業所有地、南は〇〇メートル道路を挟んで工場と住宅地となっています。顛末書には今後は農地法をはじめ関係法令を遵守し、違反のないように十分注意する所存ということです。問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。番号1の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号2の案件につきまして保科委員より説明をお願いします。

保科委員 図面は10ページ、11ページ、12ページになります。この場所の現状は、背丈ほどの木が〇〇本あります。家庭菜園で一部使われている様子です。あとは荒地になっています。この申請地の上が申請者の駐車場になっていて、駐車場の拡幅になります。住宅街の中で水利もないので、特に問題はないかと思いますが、よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。番号2の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号3の案件につきまして井出委員より説明をお願いします。

井出委員

資料は13ページ、14ページをご覧いただきたいと思います。場所は〇〇の信号の手前です。申請者の住宅から徒歩〇〇分というところです。申請者の現在の住宅は住宅兼店舗として活用していますが、店舗を広げるために住宅部分が狭くなってきたので、近くにある田んぼを新しい住宅建設予定地にしたいということです。申請地は住宅建設に十分な広さもありますし、併せて車庫も備えたいということです。また、将来的には〇〇の住宅を建てたいということです。広さを見てきたら十分な広さがあります。また家庭菜園で使える部分もあるので、そちらもぜひ申請したいということで伺っています。現在の住宅兼店舗は、店舗を広くして継続して使用していくということです。特に問題はないと思いますのでご審議のほどお願いしたいと思います。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。番号3の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

続きまして第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてです。

5-1 〇〇番〇〇、所有権移転です。資料は15ページ、16ページをご覧ください。〇〇の東にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の卸売業者、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地周辺にある所有地と合わせて駐車場とするもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。準工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5-2 〇〇番〇〇他〇〇筆、所有権移転です。資料は17ページ、18ページ、19ページをご覧ください。場所は〇〇の東側にある農地です。建売分譲敷地の申請です。譲受人は〇〇の建築業者です。譲渡人は〇〇と〇〇の方です。譲受人は、〇〇で建売住宅販売の実績があります。申請地にて〇〇平方メートルから〇〇平方メートルの〇〇区画の分

譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第2種低層住居専用地域で、用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5-3 ○○番○○、使用貸借権設定です。○○信号の北側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○と○○の方、譲渡人は○○の方です。申請者は○○から申請地を譲受け住宅とするもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため転用はやむを得ないと判断しました。

5-4 営農型太陽光発電施設の更新です。○○番○○他○○筆、資料は22ページから32ページまでご覧ください。営農型太陽光発電の申請です。別紙の資料1をご確認ください。まず申請概要について説明いたします。本案件は○○と○○の○○市町に跨った計画となっています。申請地の農地区分は農振農用地になります。○○部分の農地面積は○○平方メートルで、パネル下部の農地面積は○○平方メートルです。転用面積は支柱等のみで○○平方メートルです。○○部分を含む全体農地面積は○○平方メートルとなり、大部分の面積が○○部分となります。平成○○年○○月○○日及び令和○○年○○月○○日付で、○○年間の一時転用許可を受け、現在○○年営業を継続している案件の○○回目の更新申請です。今回、○○でも同様に更新申請を行っている状況です。○○部分の土地の所有者は○○名おり、転用事業者は○○です。営農に関しては、○○が行っており、栽培している作物はユウカリです。発電施設の種類は太陽光発電、全体計画としてパネル枚数は○○枚で、発電出力は○○キロワットです。申請事由は、営農型太陽光発電施設の一時転用許可期限を迎えるにあたり、期限更新のため申請したいとのことです。

続きまして確認事項について説明いたします。転用の更新は法改正を受けた農林水産省からの局長通知により、過半数以上の荒廃農地復旧の場合、○○年とする事ができるようになったことから、○○年を計画しており、営農の適切な継続の観点から、知見を有する○○・○○の○○博士の意見書に基づき、生産物の販売委託者である○○等と連携を図り、営農をしているという事です。支柱に関しては、簡易的で容易に撤去できる構造が必要ですが、申請内容については独立基礎に支柱を立てることで、比較的簡易な構造になっています。最小限面積については、転用する面積がどのくらい必要なのかという事ですが、支柱や変電所等のみとなっており、農地面積約○○ヘクタールに対して約○○平方メートルなので、必要最小限と判断しました。遮光率については、知見を有する者の意見や、現地の照度測定から品質に著しい劣化は生じないとのことです。空間の確保については支柱の高さが○○メートルあるため、

作業に支障がないと判断しました。周辺農地への影響等については、雨水排水も含め、地元の〇〇と協議されているとのことで、問題ないと判断しました。

撤去に必要な資力及び信用等については、撤去にかかる費用の見積書や資金の書類により確認されておりますので、問題ないと判断しました。

続いて審査事項について説明いたします。適切な営農の継続の目安として地域の平均的な単収の概ね8割の確保が挙げられます。地域の平均的な単収については、ユーカーはこの辺りではまだあまり馴染みがない作物のため、比較資料が特段ありません。そのため、〇〇栽培の専門家による試算を根拠に〇〇アールあたり〇〇本としており、そちらとの比較としています。本更新で許可後〇〇年目になりますが、前年実績での収量が〇〇本で、平均単収の確保には至っておりません。ただし、大規模な枯損があり、農地全体への補植を毎年随時実施し、終了した状況で、当初目標の単収を確保できるのは〇〇年目の計画となっております。補植した苗も〇〇年目から収穫を予定しており、これからが本格的な単収確保になると考えられます。農業従事者の確保及び圃場管理もできているので今後の経過観察が必要と考えます。大部分が〇〇地籍ですが、いずれにしましても〇〇分の更新については問題ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号1の案件につきまして杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員

資料は15ページ、16ページをご覧ください。譲渡人は〇〇の〇〇、譲受人は〇〇です。場所は、〇〇沿いの〇〇の〇〇メートルほど東側になります。16ページの図面を見ていただいた方がわかりやすいと思いますが、当該土地は黒く塗ってあるところです。この土地の南側に〇〇番〇〇を〇〇が買い登記をしようとしたところ、当該土地〇〇番〇〇の細長い土地が残っていることが判明しました。ここは駐車場敷地の一部としてすでに使用していますが、昭和〇〇年の国土調査で判明して境界のずれがあり土地が残っていたということです。戦前の話ですが、当時〇〇の家が地主でここ一体の農地を所有していたそうです。それが昭和〇〇年農地解放の時に、地主から国がただ同然の値段で買い取って、小作人にただ同然で譲渡して、大部分の土地が〇〇から他のの方に渡ったということです。それが今回の国土調査で若干残っていたことが、発覚したということです。現状、国の所有になっていましたがそれを旧所有者の〇〇に譲り国から払い下げをした中で、その土地を今度〇〇に譲渡

すという今回の案件が出てきました。現状、すでに駐車場の一部として使っていますので何ら問題ないかと思えます。ご審議お願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。番号1の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号2の案件につきまして保科委員より説明をお願いします。

保科委員 図面は17ページ、18ページ、19ページになります。場所は〇〇から〇〇へ行く途中になります。この場所は特に水利はありません。宅地に囲まれた土地で今は空き地になっています。そこに住宅を建てようという申請です。特に問題はないかと思えますが、よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。番号2の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号3の案件につきまして小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 お手元の資料の20ページ、21ページの図面をご参照ください。場所は〇〇信号から、北へ向かい約〇〇メートルに位置する農地です。譲渡人は〇〇の〇〇、譲受人は同じく〇〇の〇〇と〇〇の〇〇です。〇〇は〇〇の〇〇で、〇〇はその〇〇になる方です。譲受人の〇〇は結婚することになり、新居を構えることになったということです。両親に相談し〇〇の〇〇の土地をお借りし、建築することとなりました。進入路は、南側の土地の一部を利用して入る計画になっています。ここに隣接する〇〇人の方にも説明し同意を得るとのことです。周辺は住宅地で集落接続等もありますので、特段、問題はないかと考えられますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。番号3の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上

発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、番号4の案件につきまして井出委員より説明をお願いします。

井出委員 資料は22ページから32ページを見みていただければと思いますが、詳細については先ほど事務局が説明したとおり〇〇に関わる部分が〇〇筆あります。前に許可されていたものの更新の許可申請になります。施設等の管理は見ていただいたとおりしっかり行き届いていますので、あとユーカリの栽培が軌道に乗れば計画どおりにいくのではないかと考えています。また栽培指導をされる〇〇は非常に大きな市場ですので、〇〇としても地域を含めてユーカリの栽培に力を入れているところです。軌道に乗るようにしっかり指導をされると思いますので、更新の許可については特段問題ないと考えていますので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。番号4の案件につきまして、それぞれご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員 先ほど現場を視察させていただきますとユーカリは、特に水田に植えた場所はかなり枯れている状況が散見されています。申請はユーカリとなっていますがこの状況だと適地適作ではないように見受けられます。例えば、作物を変えて違うものにするとか、一部を変える必要があるのではないかと考えているのですが、そういうことは可能ですか。今の時点でできるかどうか、まず伺いたいです。

議長（会長） 栽培品目の変更ができるかできないかということの質問です。

事務局 ただいまの小野澤委員のご質問にお答えいたします。おっしゃるとおり現地を確認する中で、水はけの悪いところに関しては、ユーカリの枯損が目立っています。今回見ていただきました〇〇はまだ良い方で、途中の道路脇から見ていただいた水田地帯のすぐ隣のところは、もう畑地自体から水が出てしまってかなり栽培には厳しい状況です。その中で今回、〇〇は栽培品目の変更がなかったので、特段ご説明申し上げませんが、実は〇〇の一部については、作物転換の方向で話をしているということで今回伺っています。作物転換の内容ですが、ブルーベリー

栽培をしていきたいと〇〇に申請しているそうです。ブルーベリーが適地適作かという話になりますが、鉢植えでそのまま上に置く方法なので、下地の農地部分の水はけには関係ない状態で栽培ができるということです。ブルーベリー栽培は、専門家の方にお話を伺いながら遮光率についても問題ないという確認が取れています。〇〇ではありますが、営農型の下で鉢植えのブルーベリーを栽培して成功している事例があり、そちらに確認をしながら今後実施していきたいということです。〇〇分は引き続きユーカーリでやっていくということですが、〇〇分の水はけの悪いところは鉢植えのブルーベリーでやっていきたいということで伺っていますので、そのような更新がされるということです。ご承知いただければと思います。お願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまの説明でよろしいですか。

小野澤委員 わかりました。

田口委員 1つ教えてもらいたいのですが、〇〇年契約で野立てでユーカーリを作り、8割を確保していくということがノルマになっています。現状、この地域には比較資料がないため、地域の平均の単収〇〇反歩当たり〇〇本を目途にしていますが、ノルマを確保出来なかった場合には罰則はありますか。

事務局 ただいまの田口委員のご質問に回答いたします。8割に満たなかった場合は、今まではその理由、例えば災害であったり、異常気象であったり、または補植をしたばかりで単収が確保できないとした理由の中ではいつなら達成できるのか、今達成できているのかというところを見ながら更新の申請をしていくわけですが、それでも達成できなかった場合について罰則等は特段ありませんが、この申請につきましては、支柱部分の一時転用の許可をしているということになりますので、その許可取消しという話になります。支柱部分の許可が取消しをされるということは、その支柱を含めてすべて撤去しなさいという命令がなされるというお話になりますので、許可権者である県の方から原状回復命令が出されるというような流れにはなります。営農型太陽光発電の国のパブリックコメントが出されていまして、この4月1日以降につきましては、8割を超えない場合については許可できないという強い言い方にして、運用をしていくように国から県に通達がされようとしているところです。基本的には、田口委員のおっしゃる8割単収が確保できなかった場合は、許可の更新がされないというお話になりますので、原状回復の命令がされ

て撤去というお話になるかと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（会長） ただいまの補足説明でよろしいですか。

田口委員 はい。

議長（会長） 他にご質問ご意見ありませんか。

五十嵐委員 8割確保はできてないけれども、許可の方向ということは、見込みについて裏付けがあるから大丈夫という判断でしょうか。個人的には農業従事者の確保もされていることから、8割確保できていないことを理由に単純に不許可とするのはいかがかかと思ひます。

議長（会長） 事務局の裏付けについてお願ひします。

事務局 五十嵐委員のご質問にお答ひいたします。この状態で8割確保ができてないけれども、今後見込みがあるから許可していきましょう、大丈夫であろうという見込みがないと許可できないじゃないのかというご指摘につきましては、おっしゃるとおりだと思ひます。説明の中でも申し上げましたが、このユーカリに関しては枯れて駄目になってしまった枯損部分がありますが、その部分について随時補植をしていき、その補植部分が〇〇年目から収穫をしていくというお話がありますので、まず〇〇という〇〇との取引がある中で、苗木についても確保されてその苗木がきちっと補植をされて、単収の確保は〇〇年目以降、可能になるという計算ではあります、そのような書類が出てきていますので、それを信じて許可相当と考えています。

五十嵐委員 その話は想定の話なので、いろいろ言ってもしょうがないから、プロができるよって言っているならそうでしょう。この場合、この委員会の中で相対的に考えるとその場所は荒廢地でありました、荒廢地で作物ができる状況になりました、なおかつ太陽光で売り上げも上がっています。ただ単純に、やらないきゃいけない、取れないきゃいけないユーカリが取れません。地域に対して見るとそこで雇用も生まれているというお話でしたので、総合的に考えれば、何となくメリットがありそうなようには感じます。ただ、私個人としては、継続で構わないと思ひますが、8割がどの程度の力を持った拘束力なのかというところが理解できません。それは今の言われたとおり、いや見込みがあるからということで、押し切ってとおるものなのではないでしょうか。

議長（会長）

今の8割の拘束について、事務局からお願いします。

事務局

五十嵐委員のご質問ですが、最終的に許可をするのは、〇〇で、〇〇は許可相当かどうか判断するということところです。これまでも太陽光発電を全国的に農業委員会が不許可としても県が許可し、農業委員会が許可としても〇〇が不許可とするというような案件がいくつかあります。この8割単収の確保については現状ですが、全国で8割単収が確保できなかったことによって営農型太陽光発電の許可を取消しされた案件は、私の知る限りありません。今までも改善計画等を出して向こう〇〇年で何とか8割に近づけていきますということで、現在のところは進んでいるというようになります。今年の4月以降の更新にあたってはその辺が余りにもあやふやな基準の中で動いているので、もう少し厳格に判断していきましようというような流れにはなっています。これまでは8割単収確保ができていなくても、改善計画等を出してほぼ許可になってきています。今回の〇〇の場合は、次回更新が〇〇年先にはなると思いますが、8割単収が確保できていなければ、相当程度の根拠資料、要は、太陽光パネルの下部にあることが影響して8割単収を確保できていないのか、それ以外の特殊な要因があって8割単収が確保できていないのかを、きちんと説明できない限りは、更新の許可にならないということになりますので、次回以降さらに厳しくはなってくると思います。ただ今回の更新の協議の中でも、現在メインとなっている〇〇を中心に〇〇と〇〇とで、現状の8割単収が確保できていない原因を、現在も断続的に資料のやりとりはされているように聞いています。最終的には農業委員会として先ほどの総合的判断の中で許可相当としても、〇〇の方で8割単収がもう見込めないというような考え方になれば、〇〇の許可判断が不許可となることは可能性としてはあるかと思えます。現在まではほとんどありませんが、これからは8割単収がよほど厳しく見られていくようになってくる状況になっています。

議長（会長）

今の説明でご理解いただけますでしょうか。

五十嵐委員

はい。

保科委員

今日行ったところは、元は荒廃地で耕作困難地域ということになると思いますが、そこで8割を厳格にやってしまうと、耕作困難地域で農業従事者の雇用もできているところなのに、厳格に8割で切

ってしまうのはいかななものかなと思います。

議長（会長） 8割のことについても事務局からお願いします。

事務局 この8割単収については、国の制度上もう決まっていますので、農業委員会等で猶予できるところがあるということではありません。〇〇を含め、〇〇の〇〇件の営農型太陽光発電については当時該当にならなかったのですが、令和〇〇年度から国の制度が若干緩和され、農地パトロールの中で荒廃農地と判断している部分で営農型太陽光発電をする場合については、8割単収要件は必要ないとなっています。今後、荒廃農地を復旧して営農型にする場合は8割単収確保の必要はありませんが、国の考え方も荒廃農地を復旧して、営農型太陽光発電をした場合に8割単収の確保は必要ないのはずっと必要でないわけではなくて、最初の更新までは8割単収の確保は必要ないということです。農地にきちんと復旧した暁には、その後は8割単収の確保はするという考え方で、最終的には8割の単収を目指していただくという方向性にはなります。それで今は運用がされているということでご理解いただければと思います。

議長（会長） 保科委員よろしいですか。

保科委員 はい。

議長（会長） 他にありませんか。

柳澤委員 地域の平均単収ですが、この地域で作ってないようなものを作った場合、指針となる単収というのはどうやって導いてくるのですか。何かありますか。

議長（会長） 事務局お願いします。

事務局 基準となる単収ですが、柳澤委員のおっしゃるとおり地域に基準の単収があるものについてはそちらを使っていただくということになります。地域の基準の単収がないもの、ユーカーについても〇〇の方でもまだ試験段階ということで、しっかりとした基準対象がないというお話をお聞きしています。その場合は、〇〇の方で何かこれで定めるという基準がないため、識見を有する者、〇〇、〇〇等で同様の取り組みをしている部分での基準単収を使ってよいということになっていますので、

地域にあまりなじみのない作物ですと、同じ作物で営農型を近くでやっ
ていても、それぞれ申請してくる側の方の基準単収のとらえ方が大きく
違う場合があります。その部分について、〇〇は識見を有する者からき
ちんとしたその資料は提示しようということになっています。例えば、
〇〇で作っている案件があれば〇〇の単収を持ってくる方もいらっし
ゃいますし、逆に〇〇で作っているようなものは、〇〇の単収を持って
くる方もいらっしゃるようになるので、この地域の特産ではないものを
何かしようとする場合は、現在は単収を明らかにするようになっていま
す。ただ4月以降は、地域で作られていない作物の場合、なぜその作物
を選んだのか、単収の見込みもどのようにしたのかということは、詳細
なデータを求められますので、規制もかなり厳しくなってくると思いま
す。

議長（会長） 作物選定についてすぐ厳しくなるということですが、よろしいです
か。他にありませんか。ないようですので、採決に入ります。番号4の
案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続き
まして、第4号議案に入ります。農地利用集積計画について事務局より
説明をお願いします。

事務局 第4号議案、農用地利用集積計画2月分について説明します。資料の
5ページから6ページが通常の利用権設定です。26件、45筆、合計
55,734平方メートルです。資料の7ページが所有権移転です。1
件、1筆、合計881平方メートルです。資料の8ページから9ページ
までが中間管理機構を使った利用権設定です。10件、31筆、合計4
3,715平方メートルです。全体の合計は37件、77筆、100,
330平方メートルです。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、この内容につきまして、それぞ
れご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。ないよう
です。採決に入ります。第4号議案、農地利用集積計画につきまして、
賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。5分
ほど休憩します。よろしくをお願いします。

休憩

議長（会長）

再開したいと思います。次に第7回農業経営改善計画認定審査会に入りたいと思います。4件の申請があります。事務局より説明をお願いします。

事務局

今回の案件は更新が1件、新規の案件が3件、新規の案件のうち2件は認定新規就農者が認定農業者を取られる方です。

〇〇です。お住まいが〇〇地区の〇〇になり、主な圃場も〇〇です。営農類型は果樹類で生食ブドウを育てています。目標も果樹類で生食ブドウです。農業経営の現状及びその改善に関する目標は、現状、年間所得〇〇円、目標は〇〇円です。年間労働時間は〇〇時間、目標は〇〇時間です。主たる従事者の人数は〇〇人です。現状は〇〇人主たる従事者がいて、〇〇とご本人の〇〇ですが、〇〇は〇〇歳を超えていらっしゃるのので〇〇年後は、主たる従事者は〇〇本人のみということになるので〇〇人から〇〇人で、年間所得、年間労働時間の計算がされています。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標は、生産は生食ブドウ、現状、作付面積〇〇アール、目標は同様に〇〇アールになります。生産量は現状〇〇キログラムから目標は概ね〇〇キログラムです。まだ幼木があるので生産量は上がる目標を掲げています。農用地の経営面積の合計は同様ですが、所有地が現状〇〇アールから目標は〇〇アール、借入地が現状〇〇アールから目標は〇〇アール、購入する所有地の目途をつけていますので、概ね借入地が所有地になるようなイメージを持っていただければと思います。農業生産施設はビニールハウス〇〇棟、目標も〇〇棟です。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、経営に必要な面積は確保されていますが、人手不足から露地栽培の収量が追いついていない状況です。ハウスがメインで、ハウスから露地という順番で作業を行っていますが、露地の作業が遅れてしまっています。目標は、その作業の遅れを雇用で賄うとともに、徐々に改植を進めて、将来的にはシャイン〇〇パーセント、巨峰〇〇パーセント、クイーンルージュ〇〇パーセントという割合を目指して、露地の作業も円滑に進めることで、露地の収量も増やしていきたいということです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、現状は青色申告を実施し健全な経営管理に努めている状況です。目標は今後も引き続き、健全な経営管理に努めていきたいということです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、基本的には現状、〇〇と〇〇人で作業をするため常に働いている状況で、それでも人手不足を感じています。目標は、〇〇は〇〇であるため徐々に作業時間が減ることも含めて、人手不足を雇用で賄っていききたいということです。経営の構成は、以下のとおりであり、雇用者も現状、〇〇、

見通しは〇〇雇って概ね延べ人数〇〇人です。現状〇〇年間のうち農業用機械等の取得計画はありません。

続いて、〇〇です。〇〇の〇〇にお住まいの方になります。圃場は〇〇で〇〇という農園名です。営農類型は、現状、露地野菜、雑穀・イモ類・豆類、施設野菜とさまざまな野菜を育てて販売している複合経営です。目標も同様になります。年間所得は、現状〇〇万円、目標〇〇円を掲げています。年間労働時間は〇〇時間、目標も〇〇時間です。主たる従事者の人数は〇〇人です。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標は、主な生産物はベビーリーフ、イモ類、ハウレン草、多品目で大根、根菜類、葉物で、減農薬栽培をしています。作付面積を増やし、生産量も増やしていく目標を掲げています。農用地は現状、面積〇〇アール、〇〇年間で借入地を増やして〇〇アールを目指します。農業生産施設はビニールハウスが〇〇棟、目標は〇〇棟にしたいということです。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、現状、減農薬栽培による安心・安全な作物の提供を目的としていますが、除草等の栽培管理に人手がいるので、栽培面積に対しての利益率が低い状況です。目標は、きめ細かな管理や品質は担保した上で、人手を確保しながら収穫量及び利益を確保していきたいということです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、現状は青色申告を実施し、健全な経営管理に努めています。また、減農薬栽培なので機械化による大規模栽培での収益確保は難しく、〇〇人当たりの収穫量には限界があるということです。目標は、今後についても引き続き健全な経営管理に努めいくとともに、ビニールハウスの増設により冬場の作物等を増やして、効率的に収穫量を増やしていきたいということです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、現状、経営は従業員の確保は概ねできているということですが、目標は経営規模を拡大するにあたって、従業員の確保をするとともに、里親制度等も利用しながら、人材の確保もしたいということです。その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置は、ベビーリーフを含め通年としての出荷をしており固定客が定着している状況です。口コミ等で年々受注が増えている状況なので、それに見合う収穫量を確保していきながら、受注から発注までを効率化して利益確保を図りたいということです。現在の経営の構成は、以下のとおりで雇用者についても以下のとおりとなります。〇〇年間で農業用機械の取得計画についてはありません。収支計画書は、主な野菜はベビーリーフ、イモ類、冬野菜、ハウレン草等です。その他は多種多品目を行っていて、現状は収入〇〇円、経費は〇〇円です。目標は〇〇アールの作付面積、概ね〇〇円の収入を目指し経費を〇〇円程度に抑えて、収入は概ね〇〇円を目指すというものになっています。

続いて、〇〇です。〇〇にお住まいで、圃場は〇〇から下って〇〇付近と〇〇付近です。平成〇〇年に新規就農者となって〇〇年目を迎えて、認定新規就農者が令和〇〇年〇〇月〇〇日で終わるので、今回は認定農業者の申請をしました。生まれは〇〇でこちらに来てやっている方になります。営農類型は現状、露地野菜で主にブロッコリーです。その他の畜産でめん羊を育てています。目標は同様に露地野菜、その他の畜産でめん羊の複合経営となります。年間所得は、現状〇〇円、目標は〇〇円です。年間労働時間〇〇時間、目標〇〇時間です。主たる従事者は〇〇人になります。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標の生産は、現状、ブロッコリー、加工トマトです。生産量はブロッコリーが〇〇キログラム、加工トマトが〇〇キログラムです。目標は作付面積については現状と同様の〇〇アール、生産量は〇〇キログラムを目指して、加工トマトは減らして〇〇キログラムです。畜産はめん羊を飼育し、頭数が現状〇〇頭、生産量は〇〇頭、目標は〇〇頭ほど飼育をして毎年〇〇頭ほどの生産をしていきたいということです。経営面積は現状〇〇アール、目標も〇〇アールです。農業生産施設は、めん羊舎が現状〇〇棟あり〇〇平方メートル、目標は〇〇棟増やして〇〇平方メートルということです。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、新規就農時からコロナ禍も重なってめん羊事業が軌道に乗らず、ブロッコリーの規模拡大により所得を確保してきたところです。目標は、めん羊の需要が少しずつ軌道に乗り始めているので、また信頼も得られてきているということなので、めん羊の付加価値の創造を求めて事業を拡大していきたいということです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、現状、会計処理については会計事務所をお願いし、健全な経営管理に努めているところです。目標は、引き続き健全な経営管理に努めていくとともに、経営に関する助言をもらいながら進めていきたいということです。また、人件費が嵩む傾向があるので、研修生等の受け入れを行いながら人件費削減を試みていきたいということです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、現状、家畜なので定期的な休日がなく、毎日働いているような状況です。目標は、休日制の導入を図りヘルパー制度の活用によって、労働負担の軽減を少しでも図っていきたいということです。その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置は、現状は農産物のみ頼る経営であって規模拡大し売上げは右肩上がりであるが、利益率は少し低い状況です。目標は、現状の品質及び収量は維持しつつ家畜オーナー制度をやり羊〇〇頭への出資契約をしていただき、〇〇頭買などをしてもらうことによって収入も増やしていきたいということです。経営の構成は以下のとおりで、雇用者についても以下のとおりです。現状〇〇年間で農業用機械等の取得計画はありません。収支計画は、現状、

令和〇〇年の収入〇〇円に対して、経費〇〇円で収入が〇〇円です。目標は収入〇〇円ほど、経費は〇〇円弱で収入約〇〇円の目標を掲げています。家畜関連費が主で頭数を増やしていくため経費がかかっています。

続いて、〇〇です。こちらの方も平成〇〇年に新規就農をして、〇〇年目を迎えて認定農業者の申請をしました。お住まいは〇〇ですが、圃場は〇〇です。営農類型は、露地野菜と施設野菜と花きの複合経営になります。目標も同様です。年間所得は、現状〇〇円、目標は〇〇円、年間労働時間は〇〇時間、目標も同様で主たる従事者の人数は〇〇のため〇〇人となっています。生産は、主なものはブロッコリー、ミニトマト、アスパラガス、多品目としてスイートコーン、ネギ、ナスを栽培しています。ブロッコリーは露地栽培ですが、ミニトマトとアスパラガスは施設栽培なので、ビニールハウスで育てています。現状が以下のとおりで、目標はブロッコリーの作付を増やし、生産量を増やしていきます。農用地は、現状、目標も変わらず経営面積〇〇アールです。農業生産施設はビニールハウス、雨除けハウスです。ビニールハウスは現状〇〇棟、目標も〇〇棟です。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、ミニトマトは夏場の着果不良があり安定を実現していきたいということです。対策としてトマトトン処理の改良を図っていききたいということです。サンゴミズキは、現状、冬期の貴重な収益品目ですが、収量が少ないので目標は収量を上げていききたいということです、栽培面積を拡大していくということです。スイートコーンは現状、小規模生産ですが、目標は収量増加、端境期での販売をしていききたいということです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、〇〇、〇〇出荷が主で販路が限定的であると感じているので、目標は販路の拡大、高単価での販売を目指して、産直サイトでの販売商品を増やしていきたいということです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、現状、繁忙期の作業量が多く労働時間が長いため、目標は年間業務量の平準化、もしくは臨時雇用を確保して繁忙期以外の時期の生産物の導入を図っていききたいということです。その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置は、現状、ビニールハウスの被覆資材の経年劣化があるので、更新を図っていききたいということです。経営の構成は以下のとおりで、労働時間、雇用者についても以下のとおりとなります。主な農業用機械等の〇〇年間に掛かる取得についてはありません。収支計画書は、作目はアスパラガス、ミニトマト、ブロッコリー、サンゴミズキ、カボチャ、多品目が主なもので、現状は〇〇円ほどの収入を売り上げています。経費が〇〇円ほどかかり、現状は〇〇円ほどです。目標は、ブロッコリー、サンゴミズキの作付を増やし生産量を上げて〇〇円ほどの収入、経費〇〇円、収入〇〇円ほどを目指していきたいということです。

以上、今回〇〇件の案件になりますが、よろしくお願ひいたします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号1の案件につきまして田口委員より説明をお願いします

田口委員 事務局と事前に打ち合わせもしましたが説明があつたとおりで、長年、〇〇でブドウを作られています。更新案件ということもあり、実績も十分でありますので認定については問題がないと考えています。

議長（会長） ありがとうございます。番号1の案件につきまして、ご質問ありませんか。ないようですので、番号2の案件につきまして檜原委員より説明をお願いします。

檜原委員 特徴として、減農薬栽培は無農薬で全然農薬は使っていないそうです。それで〇〇年間やっていて非常に努力されていると思われます。有機認証を取っていないので、有機栽培という表示はできませんが、ロコミでリピーターさんが増えて非常に信頼を得ています。今後も非常に期待できるユニークな経営をされている方だと思います。多くのファンの人たちが大勢で視察に来るなど非常に盛り上がっていると思つて見ています。

議長（会長） ありがとうございます。番号2の案件につきましてご質問ありませんか。

白石委員 販売はどのようにしていらつしゃいますか。

議長（会長） 販売方法について事務局お願いします。

事務局 販売方法は、ネット販売をしなくてもロコミで広がるので個人販売とレストランに直接納入と道の駅とベイシアです。そういったところに販売をしています。

議長（会長） よろしいですか。

白石委員 はい。

議長（会長） 他にありませんか。ないようですので、番号3の案件につきましても檜原委員より説明をお願いします。

檜原委員

〇〇ですが、〇〇から〇〇に就職され畜産を〇〇年間学んだそうです。その後、〇〇、〇〇等で野菜づくりも経験され〇〇年前に独立し就農されました。一番の特徴はめん羊の飼育をしていますが、〇〇出荷のブロッコリー、加工トマトなど野菜づくりも含め複合経営を大きくしていられる方です。今後はめん羊を注力したいということなので、現在、めん羊を飼うための農地を探しているということです。非常に意欲的だと思います。地域と水利組合の役員等もやっていただき、地域農業を担う非常に頼もしい存在であると感じています。

議長（会長）

ありがとうございました。番号3の案件につきまして、ご質問ありませんか。ないようですので、番号4の案件につきまして武舎委員より説明をお願いします。

武舎委員

〇〇と〇〇は〇〇ですが、〇〇年前から〇〇に住み〇〇年前に新規就農者の申請があり、今回は認定農業者の申請がありました。〇〇の農業はほとんどブドウとワイン用ブドウが主で、田んぼは荒れて困っていましたが、〇〇が来られてから〇〇の農地を少し借りていただき、野菜を作ってもらいありがたいと思います。繁忙期は忙しく、繁忙期以外は手が空いてしまうことがあるので、〇〇年間平準化して働けたらということをお話していました。また収入面もある程度ありますので、内容を改善しながらネット販売等もできたらいいということで、これからの新しい農業のあり方を考えながら活動されているようです。

議長（会長）

ありがとうございました。番号4の案件につきまして、ご質問ありませんか。

田中委員

〇〇件中の〇〇件ですが、研修生を労働力にしたいという考え方、表現はよろしくないと思います。

議長（会長）

研修の中で〇〇件が労働力を活用してということがありますが、確かに私もそう感じることはあります。事務局お願いします。

事務局

確かにおっしゃるとおりです。現状、里親制度の里子としてここに入ることが決まっている状況なので、このような書き方になったと思っています。今後、指導をしていきながら考えていきたいのでよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

議長（会長） ただいまの回答でよろしいでしょうか。

田中委員 はい。

議長（会長） 他にありませんか。それでは第7回農業経営改善計画認定審査会につきまして、以上をもって終了とさせていただきます。

 本日の提案事項につきましては全案終了とさせていただきます。ありがとうございました。

事録署名人 _____

(※直筆でお願いします)